

商業振興事業費補助金交付要綱

第1章 共通事項

(通則)

第1条

商業振興事業費補助金(以下「補助金」という。)は、商業活性化事業を実施する商店街等の団体及びその団体を支援する団体が行う商業振興事業に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等の定義及び要件)

第2条

地域商業活動活性化事業は、前条の商業振興事業のうち、商店街等の団体が自主的かつ主体的に取り組む商業活性化事業をいう。

- 2 商店街振興組合連合会事業は、前条の商業振興事業のうち、商店街振興組合連合会が実施する商店街等の団体に対する支援事業をいう。
- 3 他の県費補助金の交付の対象となる事業は、補助の対象としない。
- 4 次に掲げる団体は交付の対象としない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)である団体
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に定める暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっている団体
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(申請手続)

第3条

規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする団体は、補助金交付申請書(様式第1号)及び申立書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- 2 申請に必要な添付書類は、別に定める。
- 3 申請書類の提出先及び提出部数は、別表5のとおりとし、別表5に定める団体を経由して提出することができる。
- 4 申請書類の提出期限は、別に定める。

(決定の通知)

第4条

知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した書面により、補助金の交付を申請した団体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条

規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第6条

知事は、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、規則第16条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第 8 条に規定する申請書の提出又は、第 10 条に規定する報告書の提出を怠ったとき。

(計画の変更承認)

第 7 条

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式第 3 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の 20 パーセント以内のもの。

ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とすること。

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

3 知事は、前項の規定により交付決定の内容の変更をしたとき又は条件を付したときは、その変更した内容又は条件を記載した書面により変更承認申請をした補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 8 条

補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止又は廃止承認申請書(様式第 4 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助金申請時からの事業内容変更の結果、別表 1 の限度額の下限を下回った場合には、廃止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前 2 項の規定による中止又は廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認したときは、中止又は廃止を承認した旨を記載した書面により中止又は廃止承認申請をした補助事業者に通知するものとする。

(団体に係る変更)

第 9 条

補助事業者は、申請書記載事項のうち、所在地、団体名及び代表者に変更があったときは、直ちに団体に係る変更届(様式第 5 号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者が組織変更した場合には、事業継承届(様式第 6 号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 10 条

補助事業者は、規則第 13 条の規定により、事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)したときは、完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第 7 号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条

補助金は、補助事業完了後に交付する。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、請求書(様式第 8 号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第 12 条

補助事業者は、補助金に係る経理について、他の事業と区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにするものとする。

- 2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第 13 条

規則第 20 条ただし書きに規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)」に定められている期間又はそれと準ずるものと認められる期間とする。

- 2 規則第 20 条第 2 号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものとする。
- 3 補助事業者が規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその収入の額に応じて、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(収益納付)

第 14 条

知事は、補助事業者が補助事業の実施並びに取得財産等の運営又は貸与により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(検査等)

第 15 条

知事は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提示を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(事業の事前着手)

第 16 条

補助金の交付を申請しようとする団体は、事業目的達成のために交付決定前に事業を実施する必要がある場合には、事業事前着手届(様式第 9 号)を第 3 条に定める申請手続に併せて知事に提出しなければならない。ただし、この届出の受理は、補助事業として補助金を交付決定することを保証するものではない。

第 2 章 地域商業活動活性化事業

(補助対象団体、補助対象事業及び補助率)

第 17 条

地域商業活動活性化事業の交付の対象とする団体及び事業は、別表 1 及び 2 のとおりとし、この実施に必要な経費のうち、補助金の交付対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、別表 1 及び 2 に定める補助率及び補助限度額に従い補助金を交付する。

- 2 補助対象団体の要件は、別に定める。

第 3 章 商店街振興組合連合会事業

第 18 条から第 23 条まで省略

第4章 雑則

(その他)

第24条

この要綱の実施に関しては、商業振興事業費補助金交付細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行し、令和2年4月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行し、令和2年4月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

別表 1(第 17 条第 1 項関係)

地域商業活動活性化事業の補助対象団体、補助対象事業、限度額及び補助率

[区分：賑わい創出・商機強化事業及び地域課題対応事業]

補助対象団体	地域経済の発展を図るために、商業活性化事業を実施する下記の団体 ・ 商店街振興組合及び発展会等の商店街組織 ・ 事業協同組合、商工組合(商業組合)、協業組合 ・ 商工会、各種準拠法に基づく法人、まちづくり会社 ・ 若手及び女性経営者団体 ・ 商店街組織又は事業協同組合等の組合を含む連合組織																																			
補助対象事業	(1) 賑わい創出・商機強化事業 (2) 地域課題対応事業 申請可能件数 1 団体につき 1 事業 ただし、既に申請した補助対象事業と異なる補助対象事業の申請は妨げないこととし、その場合は 1 団体につき合計 2 事業まで申請可能とする																																			
補助率	<table border="1" data-bbox="427 925 1375 1234"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会員数(者)</th> <th rowspan="2">賑わい創出・商機強化事業</th> <th colspan="2">地域課題対応事業</th> </tr> <tr> <th>通常</th> <th>商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～30</td> <td>40%以内</td> <td>40%以内</td> <td>80%以内</td> </tr> <tr> <td>31～50</td> <td>30%以内</td> <td>30%以内</td> <td>60%以内</td> </tr> <tr> <td>51～</td> <td>20%以内</td> <td>20%以内</td> <td>40%以内</td> </tr> <tr> <td>過疎及び離島地域</td> <td>一律 40%以内</td> <td>一律 40%以内</td> <td>一律 80%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="435 1267 1023 1375"> ※千円未満切り捨て ※補助率は補助対象経費に対する割合 ※過疎及び離島地域の範囲は別表 3 のとおり </p>				会員数(者)	賑わい創出・商機強化事業	地域課題対応事業		通常	商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体	1～30	40%以内	40%以内	80%以内	31～50	30%以内	30%以内	60%以内	51～	20%以内	20%以内	40%以内	過疎及び離島地域	一律 40%以内	一律 40%以内	一律 80%以内										
会員数(者)	賑わい創出・商機強化事業	地域課題対応事業																																		
		通常	商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体																																	
1～30	40%以内	40%以内	80%以内																																	
31～50	30%以内	30%以内	60%以内																																	
51～	20%以内	20%以内	40%以内																																	
過疎及び離島地域	一律 40%以内	一律 40%以内	一律 80%以内																																	
補助対象経費限度額	<table border="1" data-bbox="427 1435 1375 1861"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">会員数(者)</th> <th colspan="3">補助対象経費(千円)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">賑わい創出・商機強化事業</th> <th colspan="2">地域課題対応事業</th> </tr> <tr> <th>通常</th> <th>商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">上限</td> <td>1～30</td> <td>2,250</td> <td>2,250</td> <td>1,125</td> </tr> <tr> <td>31～50</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>51～</td> <td>4,500</td> <td>4,500</td> <td>2,250</td> </tr> <tr> <td>過疎及び離島地域</td> <td>一律 2,250</td> <td>一律 2,250</td> <td>一律 1,125</td> </tr> <tr> <td>下限</td> <td>—</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="435 1865 1318 1973"> ※金額は全て消費税抜き ※天災地変により事業の中止等の影響がある場合は当該事業に限り下限額を適用しないものとする </p>					会員数(者)	補助対象経費(千円)			賑わい創出・商機強化事業	地域課題対応事業		通常	商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体	上限	1～30	2,250	2,250	1,125	31～50	3,000	3,000	1,500	51～	4,500	4,500	2,250	過疎及び離島地域	一律 2,250	一律 2,250	一律 1,125	下限	—	200	200	200
	会員数(者)	補助対象経費(千円)																																		
		賑わい創出・商機強化事業	地域課題対応事業																																	
			通常	商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体																																
上限	1～30	2,250	2,250	1,125																																
	31～50	3,000	3,000	1,500																																
	51～	4,500	4,500	2,250																																
	過疎及び離島地域	一律 2,250	一律 2,250	一律 1,125																																
下限	—	200	200	200																																

別表 2(第 17 条第 1 項関係)

地域商業活動活性化事業の補助対象団体、補助対象事業及び補助率

[区分：被災団体等の復旧費補助]

適用地域	1 災害救助法適用市区町村 2 1 の地区に隣接地域又は局地的に被害を受けた地域のうち、知事が特に必要と認めたもの
補助対象団体	1 適用地域内で商業及びサービス業を営む中小企業者を主たる構成員とする法人格を有する団体 2 上記団体の連合組織 3 その他商業及びサービス業の業界の指導的立場にあつて知事が適当と認める団体
補助対象経費	補助対象団体が所有する共同施設で、その復旧に要する経費
補助率	補助対象経費の 40%以内 (過疎及び離島地域(別表 4)についても補助対象経費の 40%以内とする。)
申請方法	申請に必要な書類及び提出期限は、別に定める。

別表 3(第 17 条第 1 項関係)

過疎及び離島地域の範囲

地域	町・村・島名
過疎	豊田市の旧小原村、旧足助町、旧旭町及び旧稲武町の区域、新城市の旧鳳来町及び旧作手村の区域、設楽町、東栄町、豊根村
離島	佐久島、篠島、日間賀島

別表 4(第 18 条第 1 項関係)

省略

別表 5(第 3 条第 3 項)

申請書類の提出先

提出先	提出 部数
団体の所在地又は団体を所管する 愛知県経済産業局産業部産業振興課、中小企業部中小企業金融課、商業流通課 東三河総局、県民事務所、新城設楽振興事務所	1
愛知県商店街振興組合連合会、名古屋市商店街振興組合連合会、愛知県 県中小企業団体中央会、愛知県商工会連合会を經由して提出する場合	2